

★高齢者福祉

平成28年1月から、一部の高齢者福祉サービスの申請の際、申請書等に本人や家族のマイナンバーの記載が必要となります。(代理者のマイナンバーは必要ありません)

1 マイナンバーの記載が必要となる申請

- ・「御殿場市在宅生活安心システム利用申請書」
- ・「御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業利用・費用補助申請書」
- ・「身体障害者及び高齢者住宅改造費助成金交付申請書」

2 持ち物

○顔写真入りの証明書の場合

- ・個人番号カード、運転免許証、パスポートなど顔写真がある証明書の中から1点

○顔写真入りの証明書がない場合

- ・保険証、年金手帳など 氏名、住所が表示されている証明書の中から2点

◎代理人が申請する場合

・委任状

※ただし、同一世帯の方が申請する場合は委任状の提示は必要ありません。

※本人の介護保険被保険者証などの官公署から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類があれば委任状は必要ありません。

・代理人の本人確認書類

※代理人の個人番号カード、運転免許証 等

※官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、保険者が適当と認めるもの(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)(居宅介護支援専門員証等)

※上記のものによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上提出させることにより確認します。

【マイナンバー確認書類】

- ・個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の中から1点

※手続きの対象となる全ての方のマイナンバーの分かる書類が必要です。

※マイナンバーが不明などの場合はお問い合わせください。

3 問い合わせ先

介護福祉課

長寿福祉スタッフ TEL0550-83-1463